

# 東社協福祉施設経営相談室だより

No.123(全3枚)

平成29年5月29日

本会で発行しております「社会福祉施設・事業者のための規程集」については、社会福祉法人制度改革等の改正に対応できていないため、今後、見直しを行う予定です。

また、改正個人情報保護法が本年5月30日に全面施行となり、「事業に活用する個人情報が5000人分以下」要件が撤廃されるなど改正されます。すべての事業者は、個人情報保護法の義務を守ることが求められます。

経営相談の中で、規程等については、お問い合わせをいただいておりますので、今後、見直しをまいります。各法人の検討のご参考にしていただきたく、現時点での参考資料として、役員報酬規程(案)及び個人情報保護規定(案)をお示しいたします。

- (1) 役員報酬規程(案) 資料1
- (2) 個人情報保護規程(案) 下記の東社協HPよりご確認ください。

<http://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/keieisien.html>

経営相談室には昨年度に引き続き、改正社会福祉法対応に関するご相談が寄せられています。東京都より、平成29年5月15日付にて「改正社会福祉法施行後の運営等に係る留意事項」が、メールで各法人に送付されております。この中に、当初に開催する理事会で行う事項や理事会、評議員会開催の日数計算、評議員・役員の選任手続において、どのような書類を揃える必要があるか、などが掲載されておりますので、今一度ご参照ください。

東京都HP アドレス

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/jigyosha/ryuuijikou.html>

## 東京都社会福祉協議会 経営相談室

社会福祉法人・福祉施設の経営・運営に関する相談を受けています。日常の施設運営にかかる相談の他、弁護士・公認会計士・税理士・社会保険労務士がそれぞれの専門分野の相談に応じます。

月曜～金曜（祝祭日、年末年始休）9時～17時45分 TEL03-3268-7170

\*本相談室へのご相談には 指定の相談票で、k\_soudan@tcsw.tvac.or.jp へてお送りください。

東社協HP (<http://www.tcsw.tvac.or.jp/>) のトップ画面の「組織・事業から探す」の中にある「経営相談室」をクリックしてください。経営相談室だよりをPDFファイルで掲載しております。

## 資料1

### 社会福祉法人〇〇会 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程（案）

#### （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人〇〇会（以下「本会」という。）の定款第〇条、定款第〇条第〇項及び定款第〇条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### （意義）

第2条 この規程において、次の各号掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第〇条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第〇条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

#### （報酬等の額）

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第 条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

2 常勤役員に対しては、報酬、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給し、金額は次のとおりとする。ただし、本会の給与規則に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

- (1) 報酬、地域手当は、別表第2に定める1人当たりの月額範囲とする。
- (2) 期末手当の額は、別表第2に定める年額範囲とする。
- (3) 通勤手当の額は、職員旅費規定による。
- (4) 退職金の支給について、評議員会が必要があると認めるときは支給額は退職金規定による。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表第3に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には、支給しない。

#### （報酬支払方法）

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

#### （費用の弁償）

第5条 本会は、第2条の第1号、第2号、第4号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、旅費規則に基づき算出されるものとする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成29年〇月〇日より施行する。

別表1 評議員の報酬

役職	報酬日額 (1人当たり)	年度総額 (1人当たり)	年間総額 (合計)
評議員	円	円	円

別表2 常勤役員の報酬

役職	報酬月額 (1人当たり)	地域手当月額 (1人当たり)	期末手当年額 (1人当たり)	年間総額 (1人当たり)
役員 (常勤)	円	円	円	円

別表3 非常勤役員等の報酬

役職	報酬日額 (1人当たり)	年度総額 (1人当たり)	年間総額 (合計)
理事 (会長以外)	円	円	円
理事 (会長)	円	円	円
監事	円	円	円